

<報道発表資料>

E-mail: a3510-17@pref.saitama.lg.jp

.....
カテゴリー:お知らせ

令和8年8月26日

**麻しん（はしか）から県民を守るため、麻しん接触者への
緊急ワクチン接種の体制を整備しました**

令和7年以降、全国的に麻しん患者が増加しており、埼玉県でも令和8年の患者数が7月末時点で過去10年間で最多となるなど、今後の流行拡大が懸念されています。

感染力が極めて強い麻しんの拡大を抑えるため、麻しんの届出に伴う保健所の調査により特定された接触者の中で、県では免疫を十分保有していない可能性がある方に対し、希望に応じて保健所がご案内する医療機関で無料の緊急ワクチン接種を受けられる体制を、令和8年8月26日から運用できるよう整備しました。

● 事業概要**1 麻しんとは**

麻しん（はしか）は、麻しんウイルスによる急性の全身感染症で、空気感染・飛沫感染・接触感染を通じて人から人へ広がります。特に感染力が極めて強いことが大きな特徴です。

国内では予防接種法に基づき、市町村が麻しんの流行防止を目的として定期接種を実施しており、麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」）を1歳時と小学校入学前の計2回接種します。

一方で、2回の定期接種を受けていないなど、免疫が十分でない方が感染した場合には、ほぼ確実に発症し、特效薬はなく、重症化すると死に至ることもあります。

本県では、去年の感染報告は13件でしたが、今年は7月末までに40件と大幅に増加しており、麻しんの予防とまん延防止が急務となっています。

2 麻しん患者に接触した方へのワクチンの緊急接種

麻しんの免疫を十分保有していない可能性がある方でも、麻しん患者と接触した後72時間以内にMRワクチンを接種（以下「緊急接種」）することで、発症を防げる可能性があります。

このため、麻しんの発症予防とまん延防止の観点から、保健所の調査により麻しん患者の接触者として特定された県民のうち、接種を希望する方が、保健所がご案内する医療機関で無料で緊急接種を受けられる体制を整備しました。

3 実施開始日

令和 8 年 8 月 26 日から

4 対象者

埼玉県民のうち、次の要件に全て合致する方

- (1) 保健所により特定された「接触者」に該当すること
- (2) 麻しん患者と最初に接触してから 72 時間以内に緊急接種が可能であること
- (3) 次の要件のア～ウに全て合致すること、もしくはエに該当すること
 - ア 1972 年 10 月 1 日以降に生まれた人
 - イ 生後 6 か月以上の人
 - ウ 麻しんに感染したことがない人で、かつ、いずれかに該当する人
 - (ア) MR ワクチン未接種または接種歴が不明の人
 - (イ) MR ワクチンの接種歴が 1 回の人
 - (ウ) MR ワクチンの接種歴が 2 回だが、2 回接種後の抗体検査により抗体価が低いことが分かった人で、その後未接種であった人
 - エ ア～ウには該当しないが、保健所で特に緊急接種が必要と判断される人
- (4) 妊娠している人などの「接種不适当者」に該当しないこと
- (5) 本事業による予防接種を希望すること

5 実施場所

接種を受けていただく医療機関は、緊急接種の対象となった方に保健所から個別にご案内いたします。

6 緊急接種の流れ

- (1) 麻しん患者と同室で過ごしていたなどの接触者には、お住まいの地域を管轄する保健所からその旨の連絡を行います。
- (2) 保健所が、緊急接種の対象者に該当するか確認します。
- (3) 緊急接種の対象者に該当した場合、接種を希望する方には保健所から医療機関に受診等の調整を行ったうえで、医療機関をご案内します。
- (4) 感染対策のため、医療機関への移動には、可能な限り公共交通機関の利用を控えていただきます。
- (5) 緊急接種を希望する方が医療機関に行き、予診票の記載や問診等を経て緊急接種を受けます。

(お住いの地域の保健所一覧)

保健所名	電話番号	所在地	お住いの地域
南部保健所	048-262-6111	川口市前川 1-11-1	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	朝霞市青葉台 1-10-5	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	春日部市大沼 1-76	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	草加市西町 425-2	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	鴻巣市東 4-5-10	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	東松山市若松町 2-6-45	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	坂戸市石井 2327-1	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	狭山市稲荷山 2-16-1	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	加須市南町 5-15	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	幸手市中 1-16-4	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	熊谷市末広 3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	本庄市前原 1-8-12	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	秩父市桜木町 8-18	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
さいたま市保健所	048-840-2205	さいたま市中央区鈴谷 7-5-12	さいたま市
川越市保健所	049-227-5102	川越市小ヶ谷 817-1	川越市
越谷市保健所	048-973-7531	越谷市東越谷 10-31	越谷市
川口市保健所	048-266-5557	川口市前川 1-11-1	川口市

【参考】

埼玉県感染症情報センターホームページ「麻しん及び風しん流行情報」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/masinn.html>

厚生労働省ホームページ「麻しん（はしか）」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

国立健康危機管理研究機構ホームページ「麻しん」

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>